

令和6年度芸備線再構築協議会決算 令和7年度芸備線再構築協議会予算の変更

令和7年7月9日
国土交通省 中国運輸局

令和6年度芸備線再構築協議会決算

	款	項	目	予算額（円）	決算額（円）	内容
歳入	1 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金	10,000,000	9,873,985	地域公共交通再構築調査事業費補助金
	2 負担金	1 各構成員負担金	1 西日本旅客鉄道負担金	5,000,000	5,127,567	
			2 岡山県負担金	5,000,000	4,770,819	
			3 広島県負担金			
			4 新見市負担金			
			5 庄原市負担金			
			6 その他構成員負担金	0	0	
	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	
歳出	4 雑収入	1 雑入	1 雑入	0	1,771	利息
	歳入合計			20,000,000	19,774,142	
	款	項	目	予算額（円）	決算額（円）	内容
歳出	1 運営費	1 会議費	1 会議費	2,000,000	1,628,275	協議会・幹事会会場費
		2 事務費	2 事務費	500,000	146,760	謝金、委員等旅費、その他事務費
	2 事業費	1 事業費	1 事業費	17,500,000	17,997,336	
	3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	
	歳出合計			20,000,000	19,772,371	
	次年度繰越金			0	1,771	

○芸備線再構築協議会財務規程第9条第2項に基づき議長が指名した監査委員である中国地方整備局において、令和7年6月26日に同条第3項に基づく芸備線再構築協議会の出納の監査を実施したところ、監査委員から議長に対して、適正に処理されているとの報告があった。

○芸備線再構築協議会財務規程（抜粋）

（監査）

第9条 協議会に監査委員を1名置く。

2 監査委員は、議長が指名する。

3 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を議長に報告しなければならない。

令和7年度芸備線再構築協議会予算の変更

※下線は変更箇所

	款	項	目	予算額 (円)	内容
歳入	1 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金	<u>60,000,000</u>	地域公共交通再構築調査事業費補助金
	2 負担金	1 各構成員負担金	1 西日本旅客鉄道負担金	<u>30,000,000</u>	
			2 岡山県負担金	<u>30,000,000</u>	
			3 広島県負担金		
			4 新見市負担金		
			5 庄原市負担金		
			6 その他構成員負担金	0	
	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	<u>1,771</u>	
	4 雑収入	1 雑入	1 雑入	0	
歳入合計				<u>120,001,771</u>	
	款	項	目	予算額 (円)	内容
歳出	1 運営費	1 会議費	1 会議費	2,350,000	協議会・幹事会会場費
		2 事務費	2 事務費	150,000	謝金、委員等旅費、その他事務費
	2 事業費	1 事業費	1 事業費	<u>117,500,000</u>	
	3 予備費	1 予備費	1 予備費	<u>1,771</u>	
	歳出合計			<u>120,001,771</u>	

- 協議会・幹事会の会場費等の「運営費」や調査事業等実施の費用である「事業費」については、芸備線再構築協議会財務規程第2条第1項に基づき、地域公共交通再構築調査事業補助金を活用して、国が1/2を補助し、残りの1/2について、西日本旅客鉄道株式会社が1/4を、特定区間の自治体が合わせて1/4を負担することを「基本的な負担割合」とすることが第2回幹事会において了承された
- 令和7年度における芸備線再構築協議会で必要となる費用は、引き続き、基本的な負担割合に基づいて各構成員の負担額を決定していくこととする。ただし、調査事業や実証事業の実施に当たっては、その事業内容に応じて、事務的に協議した上で、按分により負担額を決定する

○芸備線再構築協議会の基本的な負担割合

構 成 員	負 担 割 合
国	1 / 2
J R 西日本	1 / 4
特定区間の自治体	1 / 4

※¹ 自治体負担分は、関係する自治体が負担する
※² 詳細な負担金の額は、事務的に調整を行う
※³ 地域公共交通再構築調査事業費補助金の上限は、調査事業1,000万円/実証事業5,000万円